

地方独立行政法人名張市立病院評価委員会運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、地方独立行政法人名張市立病院評価委員会条例（令和6年名張市条例第6号）第7条の規定に基づき、地方独立行政法人名張市立病院評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

（会議の招集）

第2条 委員長は、委員会の会議（以下単に「会議」という。）を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び付議事項を委員に通知するものとする。

（会議の公開）

第3条 会議は、公開とする。ただし、会議で審議する内容に名張市情報公開条例（令和元年名張市条例第23号）第7条各号に掲げる情報（次条において「非公開情報」という。）を含む場合において、委員会において非公開とすることが適当であると認めるときは、委員長が委員会に諮って非公開とすることができる。

（議事録等）

第4条 会議の議事録及び会議で使用した資料は、公開とする。ただし、非公開情報が記録されており、委員会において非公開とすることが適当であると認めるものについては、委員長が委員会に諮って非公開とすることができる。

（会議の傍聴）

第5条 会議を傍聴しようとする者は、会議の開催予定時刻までに、受付で氏名及び住所を記入し、係員の指示に従って会議の会場に入室しなければならない。

2 委員長は、会場その他の都合により、傍聴人の数を制限することができる。

3 傍聴人は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

（2）騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。

（3）写真の撮影、録画、録音その他これらに類する行為を行わないこと。ただし、報道機関による会議冒頭の写真の撮影、職員が職務上行うものその他会議の運営に明らかに支障がないものとして委員長が認めたものを除く。

（4）会議の会場で、携帯電話等の情報通信機器を使用しないこと。

（5）前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、会議の運営の支障となる行為をしないこと。

4 前項に定めるもののほか、傍聴人が遵守すべき事項及び会議の秩序維持に関する事項は、名張市庁舎管理規則（昭和63年名張市規則第1号）に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和6年6月26日から施行する。